

仙台市交通局規程第十二号

仙台市交通局職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

仙台市交通事業管理者 吉野博明

仙台市交通局職員被服貸与規程の一部を改正する規程
 仙台市交通局職員被服貸与規程（昭和四十一年仙台市交通局規程第八号）の一部を次のように改正する。

現 行						改正後					
別表（第二条関係）						別表（第二条関係）					
項	被服を貸与される職員	貸与する被服の品目	数量	期間	備考	項	被服を貸与される職員	貸与する被服の品目	数量	期間	備考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
3	運輸サービス課育成指導係の職員	[略] 夏ズボン 制帽及び帽章 ネクタイ 長袖ワイシャツ [略]	1 1 1	3年 — 2年 1年	現に制服を貸与されていない職員については、制服（上）・ベスト（女性に限る）各2着（期間5年）、制服（下）・夏ズボン各2着（期間4年）、 ネクタイ3本（期間2年）及びワイシャツ（長袖・半袖）各2着（期間1年）を貸与する。 制帽及び帽章は、必要に応じて随時貸与する。 作業服（上下）、雨衣及び防寒衣（上）は、現に貸与されていない職員に限り貸与する。	3	運輸サービス課育成指導係の職員	[略] 夏ズボン [削る] [削る] 長袖ワイシャツ [略]	1 1 1	3年 [削る] [削る] 1年 [略]	現に制服を貸与されていない職員については、制服（上）・ベスト（女性に限る）各2着（期間5年）、制服（下）・夏ズボン各2着（期間4年） 及びワイシャツ（長袖・半袖）各2着（期間1年）を貸与する。 作業服（上下）、雨衣及び防寒衣（上）は、現に貸与されていない職員に限り貸与する。
4	輸送企画課の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	4	事業計画課及び輸送管理課の職員	[略]	[略]	[略]	[略]
5	整備課管理係の職員 整備係長	[略]	[略]	[略]	[略]	5	整備課管理係の職員及び整備係長	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
8	営業所の副所長及び運行管理者	[略] 夏ズボン 制帽及び帽章 胸章 ネクタイ 長袖ワイシャツ [略]	1 1 1 1	3年 — — 2年 1年	制帽及び帽章は、必要に応じて随時貸与する。 防寒衣（上）は、現に貸与されていない職員に限り貸与する。	8	営業所の副所長及び運行管理者	[略] 夏ズボン [削る] 胸章 [削る] 長袖ワイシャツ [略]	1 1 1	3年 [削る] — [削る] 1年 [略]	防寒衣（上）は、現に貸与されていない職員に限り貸与する。
9	バス運転士	[略] 夏ズボン 制帽及び帽章 夏制帽及び帽章（女性に限る） 胸章	1 1 1 1	3年 — — —	現に制服を貸与されていない職員については、制服（上）・ベスト（女性に限る）各2着（期間5年）、制服（下）・夏ズボン各2着（期間4年）、 ネクタイ3本（期間2	9	バス運転士	[略] 夏ズボン [削る] [削る] 胸章	1 1 1	3年 [削る] [削る] 1年 [略]	現に制服を貸与されていない職員については、制服（上）・ベスト（女性に限る）各2着（期間5年）、制服（下）・夏ズボン各2着（期間4年） 及びワイシャツ（長

		ネクタイ	1	2年	年)及びワイシャツ(長袖・半袖)各2着(期間1年)を貸与する。 制帽及び帽章並びに夏制帽及び帽章(女性に限る)、必要に応じて随時貸与する。 作業服(上下)及び防寒衣(上)は、現に貸与されていない職員に限り貸与する。		[削る]	[削る]	[削る]	袖・半袖)各2着(期間1年)を貸与する。 作業服(上下)及び防寒衣(上)は、現に貸与されていない職員に限り貸与する。
		長袖ワイシャツ	1	1年			長袖ワイシャツ	1	1年	
		[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
12	駅務助役	胸章	1	—	制帽及び帽章は、必要に応じて随時貸与する。		胸章	1	—	現に制服を貸与されていない職員については、制服(上)・ベスト(女性に限る)各2着(期間5年)、
		ネクタイ	1	2年	防寒衣(上)は、現に貸与されていない職員に限り貸与する。		[削る]	[削る]	[削る]	制服(下)・夏ズボン各2着(期間4年)及びワイシャツ(長袖・半袖)各2着(期間1年)を貸与する。
		長袖ワイシャツ	1	1年			長袖ワイシャツ	1	1年	
		[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	
13	管区駅長	胸章	1	—	制帽及び帽章は、必要に応じて随時貸与する。		胸章	1	—	制帽及び帽章は、必要に応じて随時貸与する。
		ネクタイ	1	2年	防寒衣(上)は、現に貸与されていない職員に限り貸与する。		[削る]	[削る]	[削る]	防寒衣(上)は、現に貸与されていない職員に限り貸与する。
		長袖ワイシャツ	1	1年			長袖ワイシャツ	1	1年	
		[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	
14	駅務員	制服(上)(合服)	1	4年	現に制服を貸与されていない職員については、制服(上)・ベスト(女性に限る)各2着(期間5年)、	[削る]	[削る]	[削る]	[削る]	[削る]
		制服(下)(合服)	1	3年	制服(下)・夏ズボン各2着(期間4年)、					
		ベスト(女性に限る)	1	4年	ネクタイ3本(期間2年)及びワイシャツ(長袖・半袖)各2着(期間1年)を貸与する。					
		夏ズボン	1	3年						
		制帽及び帽章	1	—	制帽及び帽章は、必要に応じて随時貸与する。					
		胸章	1	—						
		ネクタイ	1	2年						
		長袖ワイシャツ	1	1年						
		半袖ワイシャツ	1	1年						
		手袋	3	1年	防寒衣(上)は、現に貸与されていない					
		短靴	1	2年						

		防寒衣 (上)	1	二	職員に限り貸与する。							
15	乗務区長 乗務助役	[略] 胸章 ネクタイ 長袖ワイシャツ [略]	[略] 1 1 1 [略]	[略] — 2年 1年 [略]	制帽及び帽章は、必要に応じて随時貸与する。 防寒衣 (上) は、現に貸与されていない職員に限り貸与する。	14	乗務区長及 び乗務助役	[略] 胸章 [削る] 長袖ワイシャツ [略]	[略] 1 [削る] 1 [略]	[略] — [削る] 1年 [略]	制帽及び帽章は、必要に応じて随時貸与する。 防寒衣 (上) は、現に貸与されていない職員に限り貸与する。	
16	高速鉄道運 転士	[略] 胸章 ネクタイ 長袖ワイシャツ [略]	[略] 1 1 1 [略]	[略] — 2年 1年 [略]	現に制服を貸与されていない職員については、制服 (上) ・ベスト (女性に限る) 各2着 (期間5年) 、制服 (下) ・夏ズボン各2着 (期間4年) 、 ネクタイ3本 (期間2年) 及びワイシャツ (長袖・半袖) 各2着 (期間1年) を貸与する。 制帽及び帽章は、必要に応じて随時貸与する。 防寒衣 (上) は、現に貸与されていない職員に限り貸与する。	15	高速鉄道運 転士	[略] 胸章 [削る] 長袖ワイシャツ [略]	[略] 1 [削る] 1 [略]	[略] — [削る] 1年 [略]	現に制服を貸与されていない職員については、制服 (上) ・ベスト (女性に限る) 各2着 (期間5年) 、制服 (下) ・夏ズボン各2着 (期間4年) 及びワイシャツ (長袖・半袖) 各2着 (期間1年) を貸与する。 制帽及び帽章は、必要に応じて随時貸与する。 防寒衣 (上) は、現に貸与されていない職員に限り貸与する。	
17	総合指令所 の職員	[略] 胸章 ネクタイ 長袖ワイシャツ [略]	[略] 1 1 1 [略]	[略] — 2年 1年 [略]	現に制服を貸与されていない職員については、制服 (上) ・ベスト (女性に限る) 各2着 (期間5年) 、制服 (下) 各2着 (期間4年) 、 ネクタイ3本 (期間2年) 及びワイシャツ (長袖・半袖) 各2着 (期間1年) を貸与する。 制服 (下) については、夏ズボンを選択することもできる。 胸章は、運転指令区の職員に限り貸与する。 作業服 (上下) 及び夏作業上衣 (長袖) は、現に貸与されていない設備指令区の職員に限り貸与する。	16	総合指令所 の職員	[略] 胸章 [削る] 長袖ワイシャツ [略]	[略] 1 [削る] 1 [略]	[略] — [削る] 1年 [略]	現に制服を貸与されていない職員については、制服 (上) ・ベスト (女性に限る) 各2着 (期間5年) 、制服 (下) 各2着 (期間4年) 及びワイシャツ (長袖・半袖) 各2着 (期間1年) を貸与する。 制服 (下) については、夏ズボンを選択することもできる。 胸章は、運転指令区の職員に限り貸与する。 作業服 (上下) 及び夏作業上衣 (長袖) は、現に貸与されていない設備指令区の職員に限り貸与する。	
18	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	17	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
19	施設課建築 設備係の技 術職員 管理事務所	[略]	[略]	[略]	[略]	18	施設課建築 設備係の技 術職員及び 管理事務所	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

	の技術職員 (車両検修 係の職員を 除く。)								
20	車両課車両 係の技術職 員 技術係長 管理事務所 の車両検修 係長	[略]	[略]	[略]	[略]				
21～23	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]				
24	事務職員 (輸送企画 課の職員並 びに整備課 管理系の職 員及び整備 係長を除 く。)	作業服 (上)	1	—	採用により新たに被 服の貸与を受けるこ ととなる職員に限り 貸与する。				
備考	[略]								
	の技術職員 (車両検修 係の職員を 除く。)								
19	車両課車両 係の技術職 員及び技術 係長並びに 管理事務所 の車両検修 係長	[略]	[略]	[略]	[略]				
20～22	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]				
23	事務職員 (事業計画 課及び輸送 管理課の職 員並びに整 備課管理係 の職員及び 整備係長を 除く。)	作業服 (上)	1	—	採用により新たに被 服の貸与を受けるこ ととなる職員に限り 貸与する。				
備考	[略]								

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の仙台市交通局職員被服貸与規程（以下この項において「改正前の規程」という。）の規定により貸与されている被服の取扱いについては、この規程による改正後の仙台市交通局職員被服貸与規程の規定にかかわらず、改正前の規程第二条第一項に規定する貸与期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

(交通局総務部総務課)